

○保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号）（抄）

新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二 荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからホまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからホまでに定める方法によって計算を行わなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからホまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・二 （略）</p> <p>ホ 令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域以外の区域（同条第一項に規定する垂直積雪量が〇・一五メートル以上である区域に限る。）内にある建築物（屋根版を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としたものを除く。）が特定緩勾配屋根部分（屋根勾配が十五度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが十メートル以上の屋根の部分を用いる。以下同じ。）を有する場合、特定緩勾配屋根部分に作用する荷重及び外力（積雪荷重にあつては、同条に規定する方法によって計算した積雪荷重に次の式によって計算した割り増し係数を乗じて得た数値（屋根面における雨水が滞留するおそれのある場合にあつては、当該数値にその影響を考慮した数値）とする。）に対して、特定緩勾配屋根部分及び特定緩勾配屋根部分が接続される構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。</p>	<p>第二 荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからニまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める方法によって計算を行わなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからニまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

$$\alpha = 0.7 + \sqrt{\frac{dr}{\mu b d}}$$

この式において、 α 、 dr 、 μb 及び d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α 割り増し係数（当該数値が一・〇未満の場合には、一・〇）

dr 特定緩勾配屋根部分の最上端から最下端までの水平投影の長さ及び屋根勾配に応じて、次の表に掲げる数値（単位メートル）

最上端から最下端までの水平投影の長さ（単位メートル）	屋根勾配（単位度）		dr の数値
	一五	二以下	
一〇	一五	二以下	〇・〇一
	二以下	二以下	〇・〇五
五〇以上	一五	二以下	〇・〇三
	二以下	二以下	〇・一四

この表に掲げる最上端から最下端までの水平投影の長さ及び屋根勾配の数値以外の当該数値に応じた dr は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

μb 令第八十六条第四項に規定する屋根形状係数
 d 令第八十六条第一項に規定する垂直積雪量（単位メートル）